

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
28 兵庫県	215 三木市	28215	1140005006003	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 秀楽会				
(8)主たる事務所の住所	兵庫県	三木市	別所町興治 1 5 8 8 番地		
(9)主たる事務所の電話番号	0794-83-6767		(10)主たる事務所のFAX番号		(11)従たる事務所の有無 2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページ	http://shuraku.upper.jp		(14)法人のメールアドレス	syurakuen@home.email.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成2年3月23日		(16)法人の設立登記年月日	平成2年4月4日	

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7名	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	70,000
-----------	----	-----------	---	--------------------------------	--------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
浅井猛志 元自治会役員		H29.4.1 ~ R5.6	2 無	2 無	1
藤本幸作 宗教法人役員		H29.4.1 ~ R5.6	2 無	2 無	1
岸井久幸 社会保険労務士		H29.4.1 ~ R5.6	2 無	2 無	1
加藤久勝 元地方自治体部長		H29.4.1 ~ R5.6	1 有	2 無	1
高田緑 元民生委員・児童委員		H29.4.1 ~ R5.6	1 有	2 無	1
新谷奈苗 大学教授		H29.4.1 ~ R5.6	2 無	2 無	1
末福昭憲 元自治会役員		H29.4.1 ~ R5.6	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	150,000	1 特例有
----------	----	----------	---	--------------------------------	---------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
村岡亨祐	1 理事長 R3.6.23 ~ R5.6	平成17年6月6日	2 非常勤	令和3年6月23日	食品会社社長	2 無		1 有	2 理事報酬のみ支給	2 無	3
依藤保	3 その他理事 R3.6.23 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月23日	司法書士	2 無		2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無	3
興梶輝政	3 その他理事 R3.6.23 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月23日	医療法人社団理事長補佐	2 無		2 無	2 理事報酬のみ支給	2 無	3
木梨隆	3 その他理事 R3.6.23 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月23日	元地方自治体職員	2 無		2 無	2 理事報酬のみ支給	1 有	0
上山秀美	3 その他理事 R3.6.23 ~ R5.6		1 常勤	令和3年6月23日	しゅうくろ施設設長	1 有		1 有	1 理事報酬及び職員給料ともに支給	2 無	3
小山義郎	3 その他理事 R3.6.23 ~ R5.6		2 非常勤	令和3年6月23日	元地方自治体職員	2 無		2 無	2 理事報酬のみ支給	1 有	3

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2名	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	80,000
----------	----	----------	---	-------------------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数	
告野衛治	元地方自治体部長 R3.6.23 ~ R5.6	1 有	令和3年6月23日
山本美輝	税理士 R3.6.23 ~ R5.6	2 無	令和3年6月23日
		5 財務管理に識見を有する者(税理士)	3

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数	0.0	常勤換算数	0.0
(2)施設・事業所職員の数					
①常勤専従者の実数	57	②常勤兼務者の実数	8	③非常勤者の実数	22
		常勤換算数	8.0	常勤換算数	11.6

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和4年6月17日	7	1	0	0	①令和3年度事業報告及び決算報告並びに監査報告の承認について ②社会福祉充実計画の承認について

--	--	--	--	--	--

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和4年5月31日	5	2	①理事長の職務執行状況について ②専決報告（職員の人事異動について） ③専決報告（職員の表彰について） ④令和3年度事業報告及び決算報告並びに監査報告について ⑤社会福祉充実計画の作成について ⑥社会福祉法人秀楽会評議員会招集事項の決定について
令和4年12月21日	5	2	①理事長の職務執行状況について ②専決報告（秀楽会正職員給与規程等の一部改正について） ③専決報告（指定介護老人福祉施設運営規程等の一部改正について） ④専決報告（ローレルハイツ北神戸の住戸の取得について） ⑤加古川労働基準監督署への改善報告書の提出について ⑥令和4年度事業会計中間報告について
令和5年3月20日	5	2	①理事長の職務執行状況について ②兵庫県による介護保険事業所等運営指導（文書指摘事項）に係る改善報告書の提出について ③三木市による社会福祉法人指導監査の結果（文書指摘事項）に係る改善報告書の提出について ④令和5年度社会福祉法人秀楽会事業計画について ⑤令和5年度社会福祉法人秀楽会事業会計予算について ⑥秀楽会正職員就業規則等の一部改正について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	吉野衛治 山本美輝
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地						④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
001	しゅうらく苑	00000001	本部経理区分				しゅうらく苑本部					
		兵庫県	三木市	別所町興治1588番地		3 自己所有	3 自己所有	平成2年4月1日	0	0		
		ア建設費										0
		イ大規模修繕										
001	しゅうらく苑	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)				特別養護老人ホームしゅうらく苑					
		兵庫県	三木市	別所町興治1588番地		3 自己所有	3 自己所有	平成2年4月1日	106	31,094		
		ア建設費	平成2年3月1日									0
		イ大規模修繕										4,532.120
001	しゅうらく苑	02120401	老人短期入所事業(短期入所生活介護)				特別養護老人ホームしゅうらく苑					
		兵庫県	三木市	別所町興治1588番地		3 自己所有	3 自己所有	平成2年4月1日	14	4,264		
		ア建設費										0
		イ大規模修繕										
001	しゅうらく苑	02120201	老人デイサービス事業(通所介護)				しゅうらく苑デイサービスセンター					
		兵庫県	三木市	別所町興治1588番地		3 自己所有	3 自己所有	平成2年4月1日	25	4,622		
		ア建設費										0
		イ大規模修繕										

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地						④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				
002	サ高住	04330201	サービス付き高齢者向け住宅				サービス付き高齢者向け住宅 しゅうらく庵					
		兵庫県	三木市	別所町興治1588番地		3 自己所有	3 自己所有	平成28年5月15日	29	8,187		
		ア建設費	平成28年5月15日		349,031,326	29,000,000	0	378,031,326	1,306.000			0
		イ大規模修繕										

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称					
		③事業所の所在地						④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)										
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積				
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	法人減免の実施	特別養護老人ホームしゅうらく苑
	低所得者に対し、食費、居住費の減額を実施している。	
地域における公益的な取組⑥（その他）	デイサービスふれあい事業	しゅうらく苑デイサービスセンター
	要支援状態、自立判定を受けた高齢者に対し、介護保険適用外で福祉サービスを提供している。	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)	686,850,000
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	519,300,000
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	35,830,000
④合計額 (①+②+③) (円)	555,130,000
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	61,627,325
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	1,849,056
④合計額 (①+②+③) (円)	63,476,381
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	令和4年8月1日 ~ 令和9年3月31日

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無	
㊦事業報告	1 有
㊦財産目録	1 有
㊦事業計画書	1 有
㊦第三者評価結果	3 該当なし
㊦苦情処理結果	2 無
㊦監事監査結果	1 有
㊦附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費 (円)	363,050,659
②施設・設備に係る公費 (円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	650,367,370

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	
③業務内容	
④費用 [年額] (円)	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	令和5年2月10日
①補正予算について	<p>予算と執行に軽微な範囲とはいえない乖離があり、補正予算が編成されていない状況が窺われた。</p> <p>ついては、毎月作成する月次報告により、予算執行の合理性や財政状態の評価を行い、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成すること。</p>
②賞与引当金について	<p>賞与引当金について、毎年相当額の賞与を支出されているが、計上されていない状況が認められた。</p> <p>ついては、賞与引当金は重要性に乏しい場合は計上しないことができるが、貴法人においては重要性が乏しいとはいえないため、賞与引当金を客観的かつ合理的に見積もり所要額を計上すること。</p>
③理事長の職務執行状況の報告について	<p>理事長が、理事会において毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上職務執行に関する報告をしていないことが認められた。</p> <p>ついては、理事長報告は開催した理事会で報告しなければならず、省略できないことから理事会を開催の上、理事長の職務執行状況に係る報告を行い、記録すること。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症に感染拡大抑制を図る観点から上記報告を行う理事会が開催できなかったものではあるが、2年間で開催が1回のみというのは理事会の形態化を招く恐れがある。</p> <p>今年5月から、新型コロナ感染症が5類感染症に移行することに伴い、テレビ会議での開催等、感染予防に努めながら、理事会等が開催できる取り組みを行うこと。</p>
④役員報酬規程について	<p>役員報酬規程において、規定すべき事項が定められていない状況が認められた。</p> <p>ついては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定める必要があるため、当該規程の見直しを検討すること。</p>

②実施した改善内容

令和5年3月2日
①補正予算について
<p>予算と事業執行額の間に軽微な範囲とはいえない乖離が生じたときは、社会福祉法人会計基準運用上の留意事項等に則り適切な補正予算の編成に努めます。</p>
②賞与引当金について
<p>賞与引当金については、適切に見積もりを行い、所要額を計上することとします。</p>
③理事長の職務執行状況の報告について
<p>感染症の拡大抑制対策の理由等により、止むを得ず直接対面による理事会の開催ができず、決議の省略（みなし決議）を行うこととなった場合は、</p>

次回開催の理事会において適切に理事長の職務執行状況に係る報告を行うこととします。 また、決議省略の原因が長期化し、直接対面の会議が開催できない状況が続くときは、 会議未開催の期間が長期化することのないよう、適切な代替手法による会議の開催に努めます。
④役員報酬規程について
社会福祉法人秀楽会の役員等の報酬等に関する基準については、 理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び 形態に関する規定の見直しを行い、 基準の改正について理事会で審議し、次期評議員会に諮ったうえで改正を行うようにします。

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	1 有
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称